平成２１年（フ）第３１５号
長野市若里２丁目17番５号
債務者　濱　　正義
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１７号
長野市三本柳西１丁目37番地フレグランスこしの２・203号、前住所茨城県東茨城郡城里町大字錫高野269番地
債務者　大和田美奈子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目６番13号
債務者　普久原幸子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４９号
岩手県一関市関が丘110番地　県営アパート３―13
債務者　千葉　久美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６５号
福島県会津若松市白虎町146番地の１　安部アパート１号
債務者　杉原　良子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
千葉県柏市西原１丁目１番１―107号
債務者　寺田　米子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２９７号
千葉県千葉市花見川区三角町77―２レオパレスサンライズヒル花見川210、住民票上の住所千葉県柏市西原１丁目１番１―107号
債務者　寺田千惠子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３１２号
千葉県野田市中野台477番地の１
債務者　蒔田　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３８４号
千葉市緑区あすみが丘３丁目55番地７、申立時の住所千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目９番21号
債務者　今野　テル
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第５７７号
川崎市高津区新作４丁目18番24号　メゾンマリエール　103
債務者　加藤小百合
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
愛知県東海市加木屋町大堀95番地の２　リーベマンション302号
債務者　多田　信行
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４１号
神戸市東灘区魚崎南町５丁目３番10―601号
債務者　若杉　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５５号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地M棟505号
債務者　松浦　義仁
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６号
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷850番地
債務者　藤下　君子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第３５４号
秋田市外旭川八幡田２丁目２番９号
債務者　坂本美紀子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５号
秋田市豊岩石田坂字九十田93番地23
債務者　加藤　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８５号
福島市太平寺字樋田40番地　第３佐藤ハイツ206号、前住所岐阜県多治見市白山町１―74フレグランス白山202号
債務者　渡邉　　緑（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福島地方裁判所